



弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 正裕
(なかつかさ・まさひろ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール(LL.M)

〈経歴〉
1994年4月
最高裁判所司法研修所修了
(46期)
大阪弁護士会登録(中央総合法律事務所入所)
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録
2008年10月～2012年3月
京都大学法科大学院 非常勤講師
2015年4月～2016年3月
大阪弁護士会副会長

〈取扱業務〉
国内外M&A
ファイナンス・金融法務
会社法務 等

相続法改正の概要について

～主に金融実務に関連するもの～

弁護士 中務 正裕
弁護士 大塚 由梨

1 はじめに

平成30年2月16日、「民法(相続関係)等の改正に関する要綱案」が法制審議会総会において採択され、現在、第196回通常国会にて審議されています。

今回の改正法案が可決されれば、昭和55年以来約40年ぶりの相続法の大改正となりますが、背景には、高齢化社会の進展や家族のあり方に関する国民意識の変化、残された配偶者の生活への配慮の必要性などがあります。具体的な改正内容としては、配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分減殺請求権の金銭債権化、遺言執行者の権限明示など多岐にわたり、特に配偶者居住権については、従前、判例で一部認められていた権利につき、明文で規定するなど、非常に大きな変更をもたらす改正となっています。本稿では、そのうち、金融実務への影響が大きいと思われる、①遺産分割前の処分財産の遺産擬制、②遺産の一部分割、③対抗要件具備の要否、④預金仮払い制度について触れたいと思います。

2 遺産分割前処分財産の遺産擬制(みなし遺産)

現行民法において、遺産分割の対象となる相続財産については、遺産分割時に現存するものとみとされてきました。すなわち、相続財産から流出した財産は遺産分割の対象とならないのが原則であり(最判昭和52年9月19日判時868-29)、相続財産の売却代金を一括して共同相続人の一人に保管させて遺産分割の対象に含める合意をするなど特別な事情が存在する場合のみ、遺産分割の対象となるとされていました(最判昭和54年2月22日判タ395-56)。

これに対し、改正法案906条の2は、処分者以外の相続人全員の同意があった場合、遺産分割前に処分された財産について、当該処分された財産そのものを遺産とみなすことができるとしたので(みなし遺産)、当該処分財産を遺産分割の対象にすることができるようになりました。これは、共同相続人の一人が遺産分割前に相続財産を処分した場合に、処分しなかった場合と比べて取得額が増えるといった不公平がないよう

にするための方策であり、例えば、処分者が特別受益を有する場合など、具体的相続分が少ない場合には、処分された財産の代償金は遺産に含まれないため、処分した方が取得額が大きくなるという問題があったからです。そのため、処分者に特別受益がある場合などは、処分者以外の共同相続人にとっては、みなし遺産を選択した方が有利だということになります。また、処分者が誰か明らかでない場合には、遺産確認の訴えを提起することになります。

3 遺産の一部分割

現在、遺産分割請求は、遺産全体に対してしか行えず、一部の遺産に限って分割することはできません。これは、遺産分割制度が、個々の財産の共有関係を解消するものではないと考えられてきたことによる帰結といえます。しかしながら、一部の財産の遺産性が争われた場合に、遺産全体の確定ができず、遺産分割に関する紛争が長期化するという問題が生じていました。

そこで、改正法案907条1項は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、遺産の「全部又は一部」について分割できることを条文上明記し、同条2項は、一部分割により他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合を除き、遺産の一部であっても、家庭裁判所に遺産分割請求ができることとしました。

ただし、この改正によって、一部の遺産分割審判を複数回繰り返すことが可能となったことで、特別受益や寄与分等につき、それぞれの審判ごとに異なる判断がされ得るため、法律関係が複雑化するおそれが懸念されています。また、当事者が関心のある財産のみを分割し、経済的価値の低い不動産については未分割のまま放置されることで、所有者の把握が難しい不動産が増えるおそれも指摘されているところであり、今後の動向によっては、新たな問題が生じるといえます。

4 対抗要件の具備

現行民法においては、相続により相続人に承継される権利についての対抗問題は、条文上明らかでなく、判例法理が集積されてきました。例え



弁護士
大塚 由梨
(おおつか・ゆり)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院
〈経歴〉
2017年12月
最高裁判所司法研修所修了
(70期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)

ば、共同相続人の相続による不動産持分取得の場合や相続させる旨の遺言による権利移転の場合は、対抗要件具備なく第三者に対抗でき(最判昭和39年2月22日民集17-1-235、最判平成14年6月10日家月55-1-77)、他方で、受遺者の場合や遺産分割による法定相続分を超える権利の取得の場合には、対抗要件具備を要するとされていました(最判昭和39年3月6日民集18-3-437、最判昭和46年1月26日民集25-1-90)。さらに、遺言による指定相続分を超えた登記は、無権利の登記として、第三者が持分譲渡を受けても権利を取得できないとされています(最判平成5年7月19日家月46-5-23)。

上記判例の対抗要件具備の要否の基準としては、大きく意思に基づく物権変動かという点にあり、遺言による相続分の指定及び遺産分割の指定については、相続と同様、意思に基づかない物権変動であるという整理で考えられています。

これに対して、改正法案899条の2第1項は、相続による権利の承継につき、法定相続分を超える部分の取得については対抗要件を具備しなければ、第三者に対抗できないとし、権利関係の公示による明確化を図りました。これにより、遺言の内容や受遺者か否かという外部には判明しにくい事情によって権利の得喪が左右されることがなくなり、法定相続分を超える持分については、他の物件変動と同様、対抗問題で解決されることになります。

なお、債権譲渡については、改正法案899条の2第2項により特則が定められ、遺言又は遺産分割の内容を明らかにすれば、共同相続人全員が債務者に通知したことを擬制するという簡略な手続が認められています。

5 預貯金仮払い制度

遺産に属する預貯金債権について、最近の2つの最高裁判例により、共同相続された預貯金債権については、相続分に応じて当然に分割されることはなく、遺産分割の対象となるとされ、相続人が単独で預金の払戻しを行うことはできないとされています(最判平成28年12月19日民集70-8-2121、最判平成29年4月6日判タ1437-67)。これは、遺産分割未了時点での金融機関への各相続人からの法定相続分の請求を止めることになりましたが、他方で被相続人の被扶養者であった者にとって、遺産分割協議が成立するまで被相続人の預貯金を引き出せないとすると、日常の生活費もままならないおそれがあり、金融機関としては便宜払い等の対応が求められてきました。改正法案においては、この点を考慮し、以下のような制度が規定されています。

(1) 家事事件手続法改正による仮処分

現行の家事事件手続法200条2項によれば、遺産分割の調停又は審判の申立がある場合に、遺産に属する預貯金債権について、仮分割の仮処分により、取得する制度が整備されました。これにより、被相続人の被扶養者への経済的保護が一定配慮されていたものの、①申立人が当該遺産を取得する蓋然性、②申立人が当該遺産を緊急に取得する必要性といった厳格な要件が定められており、より実質的な被相続人の被扶養者に対する保護が必要とされていました。

そこで、本改正により、要件の緩和が図られています。すなわち、改正家事事件手続法案200条3項によれば、預貯金債権について、本案係属がなされていることを前提に、①申立人又は相手方が行使する必要がある、②他の共同相続人の利益を害しない場合には、特定の預貯金について、共同相続人の一部に仮に取得させることができるとされています。②の共同相続人の利益を害する例としては、他の共同相続人の具体的相続分を確保できなくなるような場合が想定されておりますので、法定相続分を乗じた額の範囲内であれば、②の要件による除外には該当しないと思われま

す。なお、従前と同様、仮処分である以上、遺産分割審判において、当該預貯金債権を取得できなかった場合には、仮処分取得した預貯金債権について、返還義務が生じることとなります。

(2) 民法による仮払い制度

また、上記(1)は、遺産分割の審判または調停の申立が必要とされることから、相続人の早期の資金需要に対応すべく、裁判所の判断を経ない預貯金の払戻し制度として、改正法案では新たに民法909条の2を新設し、遺産に属する預貯金債権について、遺産分割前に、共同相続人が一定の範囲で行使することを認める規定を設けることとなりました。具体的には、預貯金債権について、①相続開始時の債権額の3分の1に法定相続分の割合を乗じた額の範囲であり、②標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額の範囲内であれば、遺産の一部の分割がされたとして、単独でその権利を行使できます。

これにより、上記金額の範囲内においては、遺産としての拘束が外れるため、各相続人が個別に払戻を請求することができるようになり、払戻をした額については、遺産の一部分割として取得したものとみなされ、預貯金債権の債務者たる金融機関としては、有効な弁済となります。なお、民法909条の2については、経過措置として、施行日前に開始した相続に関し、施行日後に預貯金債権が行使される場合にも適用されるとされています(附則5)。